

# 省エネナビモニター

～「気付き」から「行動」へ！～

募集中！

省エネナビとは？



省エネナビとは、現在のエネルギーの消費量をリアルタイムで測定し、使用量や金額を知らせてくれる機器です。

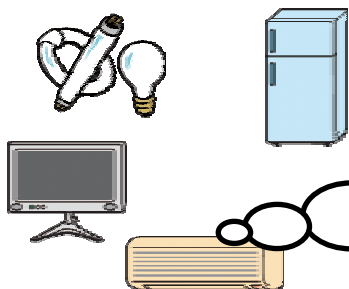


省エネナビ

現在の電気使用量が一目で分かります。

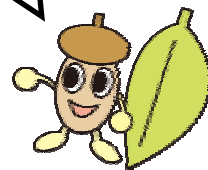
削減目標の達成度や、過去の履歴との比較、グラフ等を確認できます。

普段、使用している家電製品の消費電力を知っていますか？意外と気付いていない『ムダ』に気付くことで節電の意識が高まります。



例えばエアコンの場合、冷房の設定温度を1 高く、暖房の設定温度を1 低くすると、年間約1,800円の節約になります。  
効果は一例です。

なぜ省エネナビ？



<問合せ先・申込先>

茨木市 産業環境部 環境政策課  
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 本館2階 番窓口  
TEL:072-620-1644・FAX:072-627-0289  
E-mail:kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

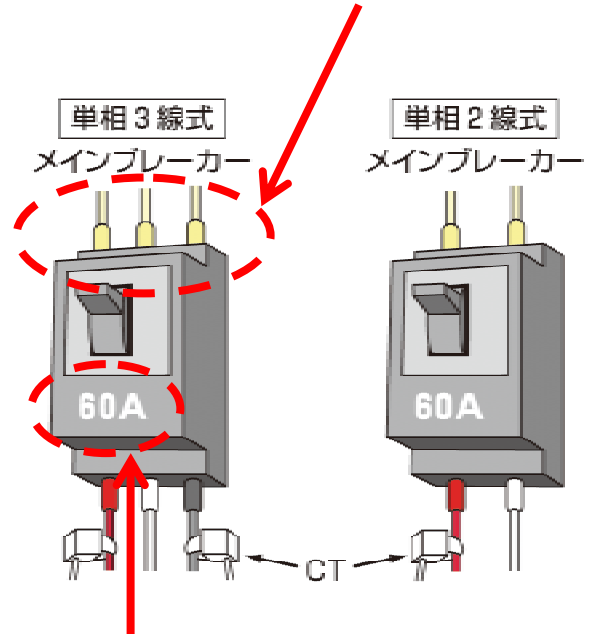
# 省エネナビモニター募集内容

## 対象者

以下の1～6すべてを満たす場合が対象となります。

- 1 市民、または市内で事業を実施している法人その他の団体である。
- 2 単相3線式又は単相2線式であり、かつ、電流容量150アンペア(1)以内の分電盤がある。
- 3 自ら『省エネナビ』を分電盤に設置することが可能である。
- 4 太陽光発電システムを設置していない。
- 5 メインブレーカーにつながっている線の太さが、15mm以下(2)である。
- 6 分電盤の1m以内にコンセントがある。  
近くにコンセントがない場合は、延長コードなどを使用していただいても構いません。

(2)この線の太さを測ってください。



(1)この部分に書いてある数字を確認してください。



設置可能な分電盤(例)

募集件数  
20件

モニター期間  
6か月間

申し込むには…

茨木市省エネナビ申込書(様式第1号)に以下の書類を添えて、環境政策課窓口まで直接お持ちください。(郵送不可)

- 1 事前確認表(様式第2号)
- 2 分電盤の設置場所が分かる写真
- 3 分電盤の所有者又は管理者の使用許可書  
(申込者が分電盤の所有者及び管理者でない場合に限りません。)